

EU 競争政策と会社法からみた日本のコーポレート・ガバナンス像の分岐的状况 水口 雅夫（九州産業大学）

企業をめぐる競争政策は、企業の取引関係の影響を受ける一方で、逆に、一国および特定の地域経済の競争政策、あるいは国際的な競争政策の動向の影響を受けることもある。

本研究で注目しようとするのは、EU 法における CG の収斂傾向を示しているとされる、1999 年の EU 域内の Centros 判決の影響である。

金融危機発生後、何らかの意味で、株主至上主義への反省が求められていると考えることができるが、CG システムの背景に競争政策が存在することそれ自体は否定しようがないとも言える。そこで、EU 域内で、いわゆる英米型の CG 形態とドイツ型のそれとが較研究されるのである。

現在の CG の状況は、EU 域内の各国の CG システムを支える構造的文化的な相違が、メンバー国家の間に存在していることを前提にして、システムの収斂化に伴う重大なコストが残るであろうということである。収斂化コストには、規制的な構造コスト——新しい規制体制を發展させ現体制を変化させるために必要なコスト——だけではなく、文化的なコストも含まれる。

問題は、競争によってもたらされるのは、収斂かそれとも構造的文化的相違かどうかであると言われる。さらに、最近の議論の傾向の一つは、新しい過程、新しい製品、そして新しい組織パターンの形成に報いる点で、英米のフレキシブルな CG モデルがより優れている、とするものであるが、同じ英米のモデルはドイツ型のシステムの特質である情報共有と長期的関係の形成に報いることはないとの意見もある。ここで言う情報共有と長期的関係の形成は、製造上の品質、安定的な技術確保、そして高品質と価格の点での改善のような活動を促進すると主張される。

この種の議論に、金融危機は何か影響を与えたのか、そしてたとえばイギリスの会社法の特質は、ただ単にアメリカ方式のシステムと同様にフレキシブルな CG システムの面だけなのか、は十分観察されてよい。本研究がイギリス型のシステムの特質として注目したいのは、CG システム、取締役会が企業戦略形成に果たす役割、そして取締役会の文化的な特質であり、さらにその特質が日本の新しい CG システムに何か示唆することがあるのかないのか、もしあるとすればどのようなものかである。

いずれにせよ、企業の資源を古いシステムから新しいシステムに移動させ、また労働と資本を古いパターンから新しいそれに動かすための CG システムを模索しているというのがこれらの議論の背景にある課題と認識されているのである。日本の CG の議論も、EU の置かれた状態とまったく同じかどうかともかく、金融危機後の状況や、日本独自の問題点（少子高齢化の急速な進行と将来見込まれる人口減少社会とその結果としての国内市場の縮小、そして、その中で経常収支の黒字の確保などは、第 3 番目のファイナンス問題——GDP に対する国際累積高の高い比率——にも、直接に関係してくる）を考えると、EU での競争政策の再検討は、日本でも無関係とはいえないと見てよいのではないだろうか。そういう点からも、CG と競争政策の検討は、日本でも多かれ少なかれ喫緊の課題と言えるのではないだろうか。

CG システムを、ファイナンスによる経営陣への制度的制約というだけではなく、先に示唆したような課題に関連づけて考えると、企業の階層構造の適正かつ健全な管理が、企業戦略と CG の関係という点からも求められているのであって、それらの課題は各所で認識され始めているのではないかということを付言しておきたい。